



中部運輸局自動車交通部

令和7年9月11日 14時00分 発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

担当：本田、木下

Tel 052-952-8036

客待ち違法駐停車のタクシーを取締り・指導

名古屋市内の繁華街等においては、タクシーが駐停車禁止区間の道路上で客待ちするなど、歩行者や自転車、他の自動車の通行を阻害するばかりでなく、交通事故を引き起こす要因ともなりかねない危険な行為が散見されます。

こうした状況を踏まえ、中部運輸局は愛知県警察本部と合同で、客待ちのため駐停車違反する、いわゆる“客待ち違法駐停車”タクシーの取締りを実施しましたので、下記により結果をお知らせします。

中部運輸局では、違反事業者を厳しく指導するとともに、輸送の安全の確保に向け、引き続き注意喚起と指導を行って参ります。

記

1. 日時及び実施場所

日時：令和7年9月10日（水）19時00分～21時00分

場所：名古屋市中区錦三丁目周辺

2. 実施体制

愛知県警察本部及び中警察署 6名

中部運輸局及び愛知運輸支局 7名

3. 違反の内容等

違反内容：横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分に駐停車して客待ちを行っていた。

違反状況：3両（法人3者）

4. 違反運転者及び事業者に対する今後の措置

（1）違反運転者に対しては、道路交通法違反に係る違反点数が科せられるほか、タクシー業務適正化特別措置法に基づく警告処分と違反点数の付与を行います。

（2）違反事業者に対しては、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準により勧告処分等を行います。